

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための  
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約第二十五条 5、6 及び 7 に係る  
実施取決め

日本国とアメリカ合衆国の権限のある当局は、2013 年 1 月 24 日にワシントンで署名された議定書によって改正される 2003 年 11 月 6 日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下「条約」という。）第二十五条 5、6 及び 7 並びに 2013 年 1 月 24 日にワシントンで署名された議定書によって改正される 2003 年 11 月 6 日にワシントンで署名された議定書（以下「2003 年議定書」という。）14 に規定された仲裁手続を実施するための取決めに定めた。

この取決め III に定める例外を除くほか、この仲裁手続は、日本国及びアメリカ合衆国の権限のある当局が、公表された指針（日本国については 2001 年 6 月 25 日に定められた「相互協議の手続について」（事務運営指針）又はその改正後のもの若しくはこれに代わって定めるものをいい、アメリカ合衆国については「Revenue Procedure 2015-40」又はその改正後のもの若しくはこれに代わって定めるものをいう。）に従って、条約第二十五条 1、2、3 及び 4 に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続による支援に適すると認めた事案に対して適用される。

この取決めは、条約第二十五条 7 (i) に従って採用される。

両締約国の権限のある当局は、この取決めに定める手続に誠実に従い、事案について申立てをした者及び仲裁人がこの取決めに定める手続に誠実に従うことを確保する。

## I. 定義及び一般事項

- (A) 「相互協議」とは、条約第二十五条の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意のための手続をいう。
- (B) 「関係者」とは、権限のある当局に対し条約第二十五条の規定に基づく検討のために事案について申立てをした者及び当該検討に基づく両締約国の権限のある当局の合意によっていずれかの締約国に対する納税義務が直接に影響を受ける可能性のある他の全ての者をいう。
- (C) ある事案に係る「開始日」とは、両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報を両締約国の権限のある当局が受領した最初の日をいう。開始日は、この取決め IV に従って決定される。

- (D) 各締約国の権限のある当局は、仲裁に係る事務の手続的調整を行う一又は二以上の個人を相互協議部局内において指定する。これらの個人は、この取決めにおいて権限のある当局が行うものとされる行為を、権限のある当局に代わって行うことができる。
- (E) 一方の締約国の権限のある当局が納税者からの相互協議の申立てを受け付けられない場合又は相互協議による支援を終了する場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に通知し、当該事案が相互協議による解決に適しないものであるかについて協議する。

## II. 仲裁に適する事案

- (A) 条約第二十五条 5、6 及び 7 の規定に従い、仲裁は、次の (1) 及び (2) に該当する場合に行うことができる。
  - (1) 一方又は双方の締約国の措置によりある者が条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が自己の居住者である締約国（当該事案が条約第二十四条 1 の規定の適用に関するものである場合には、自己が国民である締約国）の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合
  - (2) 仲裁の要請がこの取決め V(B) 及び (C) に従って提出される場合
- (B) ある事案について仲裁を行うことができるか否かを決定するに当たっては、次のことが了解される。
  - (1) 条約第二十五条 5 の規定の適用上、租税が支払われ、若しくは租税について賦課その他の決定（例えば、納税義務の更正、決定又は不履行の通知の発出）がなされた場合又は税務当局により納税者に対してその所得のある要素について課税する意図がある旨の正式な通知（例えば、調整案の通知の発出）がされた場合には、一方又は双方の締約国の措置により課税を受けたものとみなされる。
  - (2) 租税の徴収手続が停止されることが可能であったという事実は、一方又は双方の締約国の措置により課税を受けた旨の判断に影響を及ぼさない。
- (C) 事前価格取決めの要請の対象である未解決事案は、この取決め XVII に従った仲裁手続に従う。

## III. 仲裁に適しない事案

この取決め II にかかわらず、条約第二十五条 5、6 及び 7 の規定に従い、仲裁は、例えば、次の事案については行われない。

- (1) 特定の納税者を対象としない事案

- (2) いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った事案
- (3) 両締約国の権限のある当局が、仲裁による解決に適さない旨を決定し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して開始日の後二年以内に通知した事案
- (4) 条約第二十五条 3 の最終文の規定（条約に定めのない場合における二重課税の除去）のみの対象である事案

#### IV. 開始日

- (A) 条約第二十五条 7 (b) に規定する「両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報」とは、事前価格取決めの要請の対象である事案に関してこの取決め XVII (C) に定める場合を除くほか、次のものをいう。
  - (1) 両締約国の権限のある当局による検討のために事案について申立てをした者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 当該事案について申立てをした者以外の関係者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (3) 当該事案の対象となる関係者の課税年度
  - (4) 当該事案を生じさせた措置の内容（両締約国の通貨による争いのある所得、費用及び租税の額を含む。）及び日付
  - (5) 当該相互協議の申立ての理由の説明及び当該事案について提起された事項に関して両締約国において求める救済又は措置の内容
  - (6) 当該事案に関係する取引及び関連者の関連性、状況又は構成
  - (7) 関係者が、いずれかの締約国において、当該事案に関し異議申立書、審査請求書又はこれらに相当する文書の提出を行ったか否かを記載した文書
  - (8) 当該事案を生じさせた措置に関して一方又は双方の締約国の税務当局が発出した全ての文書の写し
  - (9) 一方の締約国の権限のある当局が、相互協議の申立てを関係者から受領した日又は相互協議の申入れを他方の締約国の権限のある当局から受領した日の後 45 日以内に求めた、事案の一次的な検討のために必要な特定の追加的情報。この期間は、他方の締約国の権限のある当局の同意を条件として 90 日まで延長することができる。相互協議の申立てが関係者から一方の締約国の権限のある当局のみに提出された場合には、当該権限のある当局は、当該相互協議の申立てを他方の締約国の権限のある当局に伝達した日を当該関係者に通知する。
- (B) 両締約国の権限のある当局は、この (A) で示された全ての情報が両締約国の権限のある当局に受領された日（事案の開始日）を相互に確認する。

- (C) 両締約国の権限のある当局が(B)に基づき事案の開始日を確認した場合には、条約第二十五条 1 の規定に基づき相互協議の申立てを受けた権限のある当局は、その申立てを行った者に対して当該開始日を通知する。

## V. 仲裁への事案の付託の要請

- (A) 事案に関する仲裁手続は、条約第二十五条 7 (c) 又は(d)に従って特定される日（以下「仲裁手続開始日」という。）に開始される。事前価格取決めの要請の対象である事案に関しこの取決め XVII に別に定める場合を除くほか、条約第二十五条 7 (c)に従い、事案に関する仲裁手続開始日は、次のいずれか遅い日をいう。
- (1) 当該事案に係る開始日の後 2 年を経過した日 ((E) 及び(F) の規定に従って両締約国の権限のある当局が異なる日とすることについて決定し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して通知した場合は、当該異なる日)
- (2) 事案の関係者が各締約国に一以上いる場合には、仲裁に適する事案に関して(B)に定める仲裁の要請 ((C)に掲げる必要となる全ての添付書類を含む。)を両締約国の権限のある当局が受領した最初の日  
事案の関係者が一のみの場合には、仲裁に適する事案に関して(B)に定める仲裁の要請 ((C)に掲げる必要となる全ての添付書類を含む。)を一方の締約国の権限のある当局が受領した日
- (B) 仲裁の要請は、書面によって作成され、次の部署を経由して事案について申立てをした者が居住者である締約国（条約第二十四条 1 の規定の適用に関する事案である場合には、当該事案について申立てをした者が国民である締約国）の権限のある当局に送付される。  
日本国については、国税庁相互協議室  
アメリカ合衆国については、「Revenue Procedures 2015-40」の 10 (Arbitration)（又は全ての適用可能な後続の指針）に従ったアメリカ合衆国の権限のある当局
- (C) 仲裁の要請には、次のものが添付されなければならない。
- (1) 事案を特定するための十分な情報
- (2) 当該事案に関する決定が、いずれの締約国の裁判所又は行政審判所においても行われていない旨の書面
- (3) 全ての関係者及び権限を与えられたその代理人による、両締約国の権限のある当局が定めた様式に従った、この取決め VI (A)に定める秘密保持に関する書面
- (D) 仲裁の要請を受領した権限のある当局は、仲裁の要請が行われた旨を他方の締約国の権限のある当局に直ちに通知し、当該要請を受領した日の後

10 日以内に当該要請及び添付文書の写しを他方の締約国の権限のある当局に送付する。

- (E) 条約第二十五条 7 (c) (i) 又は (d) (i) の規定に従い、両締約国の権限のある当局は、適切な状況において、両締約国の権限のある当局によるその決定がなかったとした場合の仲裁手続開始日より遅い日を事案の仲裁手続開始日として決定することができる。適切な状況には、例えば、両締約国の権限のある当局間の合意が近く行われる場合、相互協議において関係者による情報提供の遅延があった場合、事案について申立てを行った者の要請によって相互協議が中断された場合又は関係者が開始日の後に新たに重要な情報を提供した場合が含まれる。両締約国の権限のある当局と関係者との間で別の合意をした場合を除くほか、両締約国の権限のある当局は、次のいずれか遅い日までに仲裁手続開始日を決定する。
- (1) 当該事案に係る開始日の後 2 年を経過した日
  - (2) 仲裁の要請が提出された日
- (F) 両締約国の権限のある当局が (E) に基づき仲裁手続開始日を決定した場合には、事案が申し立てられた権限のある当局は、当該事案について申立てをした者に対して、決定した仲裁手続開始日を直ちに通知する。
- (G) 両締約国の権限のある当局が、事案が仲裁による解決に適しないと決定した場合には、当該事案の申立てを受けた権限のある当局は、当該事案の申立てをした者に対して、その決定を直ちに通知する。

## VI. 秘密保持

条約第二十五条 5 (b) 並びに 7 (f)、(g) 及び (h) の規定に従い、事案の秘密保持は次のとおり維持される。

- (A) 全ての関係者及び権限を与えられたその代理人は、仲裁の要請が提出される際、仲裁手続の過程においていずれかの締約国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報（仲裁のための委員会の決定を除く。）を他の関係者以外のいかなる者に対しても開示しない旨に同意する。
- (B) 仲裁手続に関連する情報（仲裁のための委員会の決定を含む。）は、条約及び両締約国の法令によって開示することが認められる場合を除くほか、両締約国の権限のある当局によって開示されない。さらに、仲裁手続の過程において作成される資料又は仲裁手続に関連する全ての資料は、条約第二十六条の規定に従って両締約国の権限のある当局の間で交換された情報とみなされる。
- (C) 条約第二十五条 5 及び 7 の規定に基づく仲裁手続の適用上、仲裁のための委員会の構成員（以下「仲裁人」という。）及びそれらの職員は、条約第

二十六条の規定に基づき情報の開示を受けることができる「者又は当局」とみなされる。

- (D) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及び仲裁を行うに当たって仲裁人を補助するそれらの職員が、仲裁手続を開始する前に両締約国の権限のある当局が定めた様式によって、仲裁手続に関連する情報（仲裁のための委員会の決定を含む。）を開示しないこと並びに条約第二十六条に規定する秘密及び不開示に関する規定並びにこれに類似する両締約国の関係法令の規定に従うことに合意することを確保する。ただし、仲裁人又はそれらの職員は、両締約国の権限のある当局に対して仲裁のための委員会の決定を開示する。

## **VII. 仲裁人の資格**

- (A) 2003 年議定書 14(b) の規定に従い、次に掲げる要件を満たす場合には、ある個人は仲裁人となる資格を有する。
- (1) 当該個人は、当該個人を選定する締約国の税務当局若しくは財務省の職員である者又は仲裁手続開始日に先立つ十二箇月の期間内にそれらの職員であった者であってはならない。
- (2) 当該個人は、自らが仲裁人となる仲裁手続において問題となる特定の事項に関与したことがあってはならない。
- (3) さらに、仲裁のための委員会の長となる当該個人（以下「議長」という。）は、いずれかの締約国の国民又は適法な永住者であってはならない。
- (B) 両締約国の権限のある当局は、議長としての資格を有すると認められ、かつ、議長となる意思を有する個人の一覧をそれぞれ作成し、交換する。両締約国の権限のある当局は、当該一覧を二年に一度又は必要に応じてそれ以上の頻度で作成し、交換する。
- (C) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人の職員がこの VII に定める要件と同じ要件を満たすことを確保する。

## **VIII. 仲裁人の選定**

- (A) 2003 年議定書 14(b) の規定に従い、仲裁のための委員会は、三人の個人により構成される。
- (B) 各締約国の権限のある当局は、仲裁手続開始日の後 60 日以内に、その選定された仲裁人が署名をしたこの取決め VI(D) に定める様式の写しを他方の締約国の権限のある当局に送付することによって、仲裁のための委員会の仲裁人の一人を選定する。

- (C) 一方の締約国の権限のある当局が、(B)に定める方法により、かつ、(B)に定める期間内に仲裁人の一人を選定しない場合には、他方の締約国の権限のある当局は、仲裁手続開始日の後 90 日以内に第二の仲裁人を選定する。
- (D) (B)に定める期間内に仲裁人を選定しなかったことが、仲裁人となることに同意していた者が、やむを得ない事情（例えば、死亡、重大な病気又は自然災害）により仲裁人となることができなくなったことによるものである場合には、(C)の手続は適用しない。この場合には、両締約国の権限のある当局は、仲裁人を選定するための適切な期間を決定する。
- (E) (B) (C) 及び (D) に基づいて両締約国の権限のある当局が選定した最初の二人の仲裁人（以下「最初の二人の仲裁人」という。）のうち、二人目の仲裁人の選定の日後 60 日以内に、当該最初の二人の仲裁人は、議長となる第三の仲裁人を選定する。そのように選定された第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局に対して、仲裁人に任命された旨をできる限り速やかに通知する。両締約国の権限のある当局は、最初の二人の仲裁人が行う第三の仲裁人の選定に資するために、検討の対象となる事案を判断するに当たって最も適任であると考えられる個人の一覧をこの取決め VIIB に定める一覧（議長候補者）から両締約国の権限のある当局の同意に基づき作成し、最初の二人の仲裁人に提供する。
- (F) 最初の二人の仲裁人が、(E)に定める方法により、かつ、(E)に定める期間内に第三の仲裁人を選定しない場合には、最初の二人の仲裁人は解任され、各締約国の権限のある当局は、新たな仲裁のための委員会の仲裁人の一人を選定する。
- (G) (E)に定める期間内に仲裁人を選定しない理由が、議長として選定された個人が、やむを得ない事情（例えば、死亡、重大な病気又は自然災害）により議長となることができなくなったことである場合には、(F)の手続は適用しない。この場合には、両締約国の権限のある当局は、別の決定をした場合を除き、(E)に定める期間の終了の日後 20 日以内に、議長候補者の一覧を両締約国の権限のある当局の同意に基づき改定し、最初の二人の仲裁人に提供する。最初の二人の仲裁人は、当該一覧を受領した日の後 10 日以内に、提案された候補者の中から第三の仲裁人を選定する。
- (H) 仲裁人は、次の条件を満たす個人から選定される。
- (1) 仲裁人としての任命を受け入れる時点において、この取決め VII (A) に定める仲裁人の資格を満たしており、かつ、全ての仲裁手続に係る期間及びその後の合理的な期間を通じて当該資格を引き続き満たしていることが合理的に見込まれること
  - (2) 国際租税に関する事項について相当の経験を有すること（ただし、裁判官又は仲裁人としての経験を要しない。）

- (I) 仲裁人は、この取決め VI (D)に定める同意文書（宣誓書、誓約書）に署名した日に選定されたものとみなされる。
- (J) 最初の二人の仲裁人のうちの一人が仲裁人の資格を満たさなくなった場合又は他の何らかの理由によってその選定後に仲裁人を交代させる必要がある場合には、その個人を選定した権限のある当局は、当該個人が仲裁人ではなくなった日の後 60 日以内にできる限り速やかに後任を選定する。
- (K) 議長が仲裁人の資格を満たさなくなった場合又は他の何らかの理由によってその選定後に議長を交代させる必要がある場合には、最初の二人の仲裁人は、当該第三の仲裁人が仲裁人ではなくなった日の後 30 日以内にできる限り速やかに後任を選定する。
- (L) いずれかの仲裁人がその職務を遂行できない場合は、必要に応じ、両締約国の権限のある当局は、新たな日程について決定するため、仲裁のための委員会のその他の仲裁人と協議する。
- (M) 仲裁人は、その中立性又は独立性に関して疑義を生じさせる新たな事実又は状況が仲裁手続の間又はその後に生じた場合には、両締約国の権限のある当局に対して速やかにこれを書面で開示することに同意する。

## **IX. 手続及び付託事項**

- (A) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続開始日の後できる限り速やかに、関係者を特定し、事案において解決されるべき提起された調整又は類似の事項の概略を記載した簡潔な情報に係る書面を作成する。一方の締約国の権限のある当局又は当該一方の締約国の権限のある当局が選定した仲裁人は、情報の秘密保持が確保され、かつ、当該一方の締約国の法令によって開示することが認められる場合には、当該事案の仲裁人の候補者がこの取決め VII (A)に定める仲裁人としての資格を満たすか否かを確認するため、当該情報に係る書面を当該候補者に開示することができる。
- (B) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続開始日の後 30 日以内に、次の事項を含む「付託事項」の作成を開始する。
  - (1) 関係者の事案に関連する事業活動の説明
  - (2) 事案において争いのある調整又は類似の事項の説明
  - (3) 事案の解決のために検討されるべき事項の説明（当該事案において両締約国の権限のある当局の間で既に合意された全ての事項を特定することを含む。）
  - (4) 両締約国の権限のある当局の合意を妨げる未解決の事項について、各締約国の権限のある当局が協議において採用した最終的な見解の説明両締約国の権限のある当局は、付託事項において、実施又は手続に関する情報についても定めることができる。

- (C) 付託事項は、議長が任命された日又はその日の後できる限り速やかに、議長に対して通知される。
- (D) 付託事項が解決案及び意見書の提出の日までに完成しなかった場合には、各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局及び議長に対して、自らの解決案及び意見書とともに付託事項に係る自らの最新の書面による提案を送付する。これらの付託事項の案において未解決とされた全ての事項は、その後の仲裁手続の適用上、未解決の事項として取り扱われる。
- (E) 2003 年議定書 14(d) の規定に従い、各締約国の権限のある当局は、事案において提起された調整又は類似の事項のそれぞれに対処する 5 ページを超えない解決案を提出することができる。当該解決案は、当該事案全体を解決するものでなければならず、かつ、両締約国の権限のある当局の間で既に合意した当該事案における全ての事項を修正することなく反映するものでなければならない。当該解決案は、当該事案における調整又は類似の事項のそれぞれについて、当該事案に対する条約の適用に基づく特定の金額（例えば、所得、利得、収益又は費用の金額）の決定又は条約の規定に従って課される税率の上限の決定に限られる。各締約国の権限のある当局は、また、仲裁のための委員会による検討のために、30 ページを超えない意見書を附属書類とともに提出することができる。
- (F) 一方の締約国の権限のある当局による解決案及び意見書の提出は、議長が選定された日の後 60 日以内に、議長に対して郵送（又は宅配便によって送付）することによって行われる。他の取決めが作成される場合を除くほか、議長は、各締約国の権限のある当局から提出された解決案及び意見書の写しについて、後に提出されたものを受領した日の後 5 日以内に、仲裁のための委員会の他の仲裁人及び他方の締約国の権限のある当局に送付する。
- (G) 一方の締約国の権限のある当局のみが所定の期間内に解決案を提出した場合には、当該解決案がその事案における仲裁のための委員会の決定とみなされる。
- (H) 2003 年議定書 14(g) の規定に従い、各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局が提出した解決案又は意見書により指摘された事項に対処するため、仲裁のための委員会に 10 ページを超えない応答書を附属書類とともに提出することができる。また、権限のある当局は、当該応答書においてこの取決め X に基づき提出された納税者意見書に対する見解を述べることができる。権限のある当局が納税者意見書に対する見解を述べることとした場合、応答書は附属文書を除き 20 ページを超えないものとする。権限のある当局による応答書の提出は、議長が選定された日の後 120 日以内に、議長及び他方の締約国の権限のある当局に対して郵送（又は宅配

便によって送付) することによって行われる。他の取決めが作成される場合を除くほか、議長は、各締約国の権限のある当局から提出された応答書の写しについて、これを受領した日の後 5 日以内に、仲裁のための委員会の他の仲裁人及び他方の締約国の権限のある当局に送付する。

- (I) 両締約国の権限のある当局は、この取決め XV 及び XVI に定めるような特定の事案においては、解決案、意見書又は応答書について異なる提示方法又はページ数の制限を用いることを決定することができる。
- (J) 意見書又は応答書の附属書類は、両締約国の権限のある当局がそれまでの協議において利用可能であった文書とする。意見書又は応答書において用いられた事実に関する情報は、両締約国の権限のある当局がそれまでの協議において利用可能であった文書に含まれていたもの又は広く公に利用可能な情報を反映するものとする。
- (K) この取決め IX(B) (4) に定める権限のある当局が採用した最終的な見解に関するものを除くほか、権限のある当局は、いずれかの権限のある当局が協議において提案した処理案を解決案として仲裁のための委員会による検討のために提出した場合に限り、当該処理案について言及することができる。
- (L) 仲裁のための委員会は、両締約国の権限のある当局から解決案を受領した日の後 120 日以内に、両締約国の権限のある当局に対して書面により追加的な情報を求めることができる。当該追加的な情報は、仲裁のための委員会の要請があった場合にのみ提出され、当該要請があった日の後 30 日以内に提供される。仲裁のための委員会の要請及びそれに対する権限のある当局による回答は、その要請又は回答の提出があった日に、他方の締約国の権限のある当局に提供される。仲裁のための委員会が、それまでの協議において利用できなかった又は検討されなかった情報若しくは分析を要請した場合には、両締約国の権限のある当局は、当該要請への対応を決定するため協議する。仲裁のための委員会は、事案の申立てをした者に対して、追加の情報を要請しない。
- (M) 両締約国の権限のある当局と議長との間で別の決定をした場合を除くほか、両締約国の権限のある当局は、議長以外の仲裁人及び他方の締約国の権限のある当局へ配付するため、議長に対して、仲裁のための委員会に提出する文書の写しを 4 部送付する。
- (N) 両締約国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、両締約国の権限のある当局が仲裁手続開始日前に利用できなかった情報（事案について申立てをした者又は権限を与えられたその代理人から書面又は口頭で提供された情報を含む。）は、仲裁決定に関し考慮されない。さらに、(H)

及び(L)にそれぞれ定められた期日後に仲裁のための委員会に提供されたいかなる応答書又は追加的な情報も、仲裁決定に関し考慮されない。

- (O) 仲裁のための委員会は、必要な範囲で、条約第二十五条、2003年議定書又はこの取決め若しくは両締約国の権限のある当局の間で決定した他の手続規則のいずれにも反しない限りにおいて、その任務の遂行のために必要な追加的な手続を採用することができる。仲裁のための委員会が追加的な手続を採用した場合には、議長は両締約国の権限のある当局に対して当該手続に係る書面の写しを提供する。

## **X. 仲裁の要請を行った者の参加**

- (A) 2003年議定書14(h)の規定に従い、事案について申立てをした者は、仲裁のための委員会による検討のために、当該事案についての自己の分析及び意見を記載した書面（以下「納税者意見書」という。）を、この取決めVに従って仲裁の要請を行った日の後30日以内に自己が居住者である締約国（条約第二十四条1の規定の適用に関する事案である場合には、当該事案について申立てをした者が国民である締約国）の権限のある当局に対して送付することにより提出することが認められる。
- (B) 両締約国の権限のある当局は、事案について申立てをした者に対して、提出することが認められる納税者意見書は附属書類を除き30ページを超えないこと及び納税者意見書及び附属書類には両締約国の権限のある当局の間の協議において事前に両締約国の権限のある当局に提供されなかった情報（見解、主張、分析及び文書を含む。）を含まないよう助言する。両締約国の権限のある当局は、納税者意見書について、事案ごとに、特定の様式を決定することができる。
- (C) 納税者意見書を受領した権限のある当局は、議長（納税者意見書を受領した日に議長が指名されていない場合には、議長が指名された後に直ちに）及び他方の締約国の権限のある当局に対してその写しを直ちに（納税者意見書を受領した日の後5日以内に）送付する。当該権限のある当局は、必要に応じて、事案について申立てをした者に対して当該写しの追加的な提出を求めることができる。

## **XI. 通信**

- (A) 議長が選定されるまでの間、両締約国の権限のある当局は、全ての通信を二人の仲裁人に対して同時に行う。議長が選定された後は、議長と両締約国の権限のある当局との間で別の合意をした場合を除くほか、両締約国の権限のある当局は、全ての通信を議長に対して行う。同様に、議長は、両締約国の権限のある当局に対してあらゆる通信を同時に行う。

- (B) 運営又は実施に関する事項を除くほか、一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局が了知することなく仲裁人に対する通信を行わない。
- (C) 実施に関する事項を除くほか、両締約国の権限のある当局と仲裁のための委員会との間の全ての通信は、書面で行う。ファクシミリ又は電子メールによる書面での通信は認められるが、納税者情報を保護するためのその他のセキュリティ措置が両締約国の権限のある当局によって合意される場合を除くほか、電子メールには納税者を特定する可能性のある情報を含めない。ファクシミリ又は電子メールによって行われるものを除く全ての通信には、速達便又は航空便が使用される。
- (D) 仲裁人は、電話、ファクシミリ又は対面会議によって通信を行う。仲裁人は電子メールにより通信を行うが、電子メールには、納税者情報を含めないものとする。
- (E) 全ての仲裁人が（実際に又は遠隔で）出席しない場合には、実質的な議論は行われない。
- (F) 仲裁手続の間又は仲裁手続の後において、仲裁人は、事案を申し立てた者、事案に関係する納税者又はその代理人と、仲裁のための委員会に提示された論点又は問題事項に関して通信を行わない。

## **XII. 費用及び実施準備**

- (A) 2003 年議定書 14(k) の規定に従い、仲裁人の報酬及び費用並びに両締約国が実施する手続に関連して生ずる費用については、次の方法により両締約国が衡平に負担する。
  - (1) 各締約国の権限のある当局は、自らが選定した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。
  - (2) 議長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。ただし、「その他の仲裁手続の実施に関する費用」には、(D) に定める実施準備のために生じた間接費用は含まれない。
- (B) 仲裁人に支払われる額は次のとおり決定される。
  - (1) この取決め VIII の手続に従って一方の締約国の権限のある当局が選定した仲裁人の報酬及び費用の額は、仲裁手続開始日に当該締約国において一般に支払われる額とする。ただし、その額は、同日において有効な投資紛争解決国際センターの仲裁人に対する報酬規定において定められた額を超えないものとする。一方の締約国の権限のある当局は、（最大支払額、支払方法又は通貨換算に関する必要な修正に従うことを条件として、）当該報酬規定において定められた額を用いて自らが選定した仲裁人

の報酬及び費用の額を決定することができる。具体的には、宿泊費、食費、旅費及び付随的な費用に適用される。

- (2) 議長の報酬及び費用の額は、（最大支払額、支払方法又は通貨換算に関する必要な修正に従うことを条件として、）仲裁手続開始日において有効な投資紛争解決国際センターの仲裁人に対する報酬規定において定められた額とする。
- (C) いずれの締約国の権限のある当局も、仲裁に関する費用をいかなる関係者にも負担させない。
- (D) 両締約国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、仲裁に至った事案の申立てを最初に受けた権限のある当局は、仲裁のための委員会の対面会議の実施準備に対して責任を負い、当該会議の補助に要する運営人員を提供する。こうして提供された者は、この過程で生じた全ての事項について、議長に対してのみ報告する。両締約国の権限のある当局がともに相互協議の申立てを受けた場合には、条約の規定に適合しない課税を生じさせる措置をとった締約国の権限のある当局が、この(D)に定める実施準備を行う。実施準備に対して責任を負う権限のある当局は、仲裁のための委員会の旅行時間及び旅費が最小化される場所で会議施設を手配する。当該締約国の権限のある当局は、必要に応じ、他方の締約国の会議施設において会議を手配することができる。
- (E) 一般に、各仲裁人は、仲裁に係る 7 日間を超えない業務（例えば、5 日間の準備及び 2 日間の会議）について支払いを受ける。仲裁人が事案について適切に検討するための追加的時間が必要であると考えられる場合には、議長は、追加的時間を要請するために両締約国の権限のある当局に連絡する。両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員が、それらの職員を使用することなく業務を遂行できることを期待する。両締約国の権限のある当局は、仲裁人の職員に係る費用を支払わない。
- (F) 一般に、両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会が遠隔通信を通して共同して事案を検討することができるように促す。議長は、対面会議に関して何らかの費用が発生する前に、両締約国の権限のある当局から承認を得る。

### **XIII. 仲裁のための委員会の決定**

- (A) 議長が選定された日の後 180 日以内（この取決め VIII(J) 又は(K) が適用される場合には、両締約国の権限のある当局が別の決定をした場合を除くほか、新たな仲裁人を選定した日の後 180 日以内）に、議長は、仲裁のための委員会の決定を書面により各締約国の権限のある当局に対して同時に通知する。この期間は、この取決め IX(L) が適用される場合には、270 日まで

延長することができる。仲裁の要請の提出を受けた権限のある当局は、当該決定を受領した日の後 10 日以内に、仲裁の要請を行った者に対して当該決定を受け入れるか否かを確認する書面を送付する。

(B) 仲裁のための委員会の決定が(A)に定める期間内に通知されなかった場合には、両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会が決定の通知を行う期間の延長又は仲裁のための委員会の解散及びこの取決め VIII の手続に従った新たな仲裁人の選定について協議する。

(C) 仲裁人は、条約及び適用される国際法上の規則に従って事項を判断する。

(D) 条約第二十五条 7 (e) の規定に従い、仲裁のための委員会の決定は、事案について申立てをした者が当該決定を受け入れない場合を除くほか、当該申立てをした者が所定の期間内に当該決定を受け入れた時において、同条の規定に基づく両締約国の権限のある当局の合意による当該事案全体の解決とみなされ、かつ、両締約国を拘束する。

(E) 仲裁のための委員会の決定による解決は、両締約国の法令上のいかなる期間制限又は手続上の制限（当該解決を実施するための手続上の制限を除く。）にかかわらず、実施されるものとする。

(F) 仲裁のための委員会の決定は、多数決で決せられる。

(G) 仲裁のための委員会は、関連する利子、加算税又は金銭罰の扱いについて決定しない。その扱いは、各締約国の租税に関する法令に基づき決定される。

(H) 2003 年議定書 14(i) の規定に従い、

(1) 仲裁のための委員会は、その決定を両締約国の権限のある当局に対して書面により送付する。

(2) 仲裁のための委員会の決定は、調整又は類似の事項及び課税の前提となる問題のそれぞれに関して両締約国の権限のある当局が提出した解決案のうちのいずれかに限られ、当該決定の理由その他の説明を含まない。

(3) 仲裁のための委員会の決定は、他の事案における条約の適用に関して先例としての価値を有しない。

(I) 2003 年議定書 14(j) の規定に従い、

(1) 両締約国の権限のある当局が期間を延長することについて決定する場合を除くほか、事案について申立てをした者は、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後 45 日以内に、当該事案が申し立てられた締約国の権限のある当局に対し、当該決定を受け入れる旨を書面により通知する。

(2) 当該申立てをした者が当該権限のある当局に対しその旨を通知しない場合には、当該決定は受け入れられなかったものとする。

(3) 当該事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であるいずれかの関係者が、(1)に定める期

間内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げる旨を通知しないときは、当該決定は当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。

- (4) 当該決定が受け入れられない場合には、当該事案は終了し、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は行われない。

#### **XIV. 終了手続**

- (A) 2003 年議定書 14(c) の規定に従い、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に対して送付するまでに、その仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、その事案に関する相互協議（仲裁手続を含む。）は終了する。
- (1) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十五条 2 の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合
- (2) 当該事案について申立てをした者が仲裁の要請を撤回する場合
- (3) 仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- (4) 当該事案の関係者又は権限を与えられたその代理人のいずれかが、条約第二十五条 5 (b) の規定により求められる開示しない旨の書面に故意に違反し、かつ、両締約国の権限のある当局が、その違反があったことによって仲裁手続を終了させるべきであることを決定する場合
- (B) 事案に関する相互協議（仲裁手続を含む。）が (A) (2)、(3) 又は (4) に基づいて終了する場合には、両締約国の権限のある当局は、当該事案を合意に至らずに終了させるための書簡を交換する。
- (C) 全ての手続の終了時において、各仲裁人は、いずれかの権限のある当局から受領又は仲裁のための委員会の検討若しくは議論を反映した全ての文書及びその他の情報を直ちに廃棄し、かつ、電子計算機、携帯情報端末又はその他の電子機器若しくは電子媒体に記録された全ての情報を消去するものとする。

#### **XV. 二以上の調整**

- (A) 2003 年議定書 14(f) の規定に従い、仲裁手続が、二以上の調整又は類似の事項であって、それぞれについて特定の金額（例えば、所得、利得、収益又は費用の金額）の決定又は条約の規定に従って課される税率の上限の決定が必要なものから成る事案に関するものである場合には、解決案は、当該調整又は類似の事項のそれぞれについての決定を提案するものとすることができる。

- (B) 両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会に対して異なる提示方法を決定した場合を除くほか、そのような事案における解決案及び意見書には、全体のページ数の制限の範囲内でそれぞれの調整について記載されるものとする。
- (C) 仲裁のための委員会は、調整又は類似の事項のそれぞれについて決定を行う。したがって、仲裁のための委員会の最終的な決定においては、一の調整については一方の締約国の権限のある当局の解決案を採用し、他の調整については他方の締約国の権限のある当局の解決案を採用することができる。

## **XVI. 恒久的施設、居住性及びその他の課税の前提となる問題**

- (A) 2003 年議定書 14(e) の規定に従い、次のいずれかの事案に関する仲裁手続においては、両締約国の権限のある当局は、(1) から (3) までに定める課税の前提となる問題（例えば、恒久的施設が存在するか否かの問題）及び当該問題の解決に応じた決定（例えば、恒久的施設が存在すると決定された場合における当該恒久的施設に帰せられる利得の額の決定）のそれぞれに対処する解決案を提出することができる。
- (1) 個人に対する課税に関し、両締約国の権限のある当局が、当該個人が居住者とされる締約国について合意に達することができなかった事案
- (2) 企業の事業利得に対する課税に関し、両締約国の権限のある当局が、恒久的施設が存在するか否かについて合意に達することができなかった事案
- (3) これらに類似する課税の前提となる問題の解決に応じて決定される他の事項に係る事案
- (B) そのような事案においては、両締約国の権限のある当局は、各事項に対処する解決案及び意見書を提出することができ、適当な場合には代替的な見解を採用することが認められる。例えば、締約国の権限のある当局は、一の解決案において恒久的施設は存在しないとの見解を採用した上で、仲裁のための委員会が恒久的施設は存在すると決定した場合に備えて、他の解決案において当該恒久的施設に帰せられる事業利得の額を提案することができる。
- (C) 仲裁のための委員会は、課税の前提となる問題についての決定及び当該問題の解決に応じた決定をそれぞれ行う。

## **XVII. 事前価格取決めに係る事案における仲裁手続開始日**

- (A) 条約第二十五条 7 (d) の規定に従い、事前価格取決めの要請の対象である事案に関する仲裁手続開始日は、次のいずれか遅い日をいう。

- (1) いずれかの締約国の税務当局がある関係者に関する事前価格取決めの要請の対象となる取引又は移転の価格の更正、又は当該価格の調整の意図について正式な通知を発出した日の後 6 箇月を経過した日（両締約国の権限のある当局が異なる日とすることについて決定し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して通知した場合は、当該異なる日）
- (2) 両締約国の権限のある当局が、この取決め V(B)に定める仲裁の要請（この取決め V(C)に定める全ての必要な添付書類を含む。）を受領した最初の日
- (B) ただし、仲裁手続は、事前価格取決めに関する両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報を両締約国の権限のある当局が受領した日の後 2 年を経過するまでは、開始しない。
- (C) (B)に定める「事前価格取決めに関する両締約国の権限のある当局の合意のための実質的な検討を開始するために必要な情報を両締約国の権限のある当局が受領した日」とは、両締約国の権限のある当局の間で、当該事前価格取決めに係る事案について最初の意見書が交換された日をいう。

#### **XVIII. 期間**

- (A) この取決め I から XVII までにかかわらず、両締約国の権限のある当局は、例外的な事案において異なる手続上の期間を決定することができる。
- (B) 両締約国の権限のある当局は、その延長された期間を確認し、各締約国の関係者に対して書面により通知する。

#### **XIX. 雑則**

この取決めにおける行為に要する日数の計算上、その計算を開始する事象が生じた日は当該日数に算入しない。

#### **XX. 議定書の効力発生との調整**

- (A) この取決めは、2019 年 8 月 30 日以後に、条約第二十五条 5 の規定に従って行われる仲裁の要請に対して適用される。
- (B) この取決め IV(A) 及び(B)にかかわらず、2019 年 8 月 30 日において両締約国の権限のある当局が検討を行っていた相互協議の事案に係る開始日は、2019 年 8 月 30 日とする（2013 年 1 月 24 日にワシントンで署名された条約を改正する議定書第 15 条 3 参照）。
- (C) 両締約国の権限のある当局は、書簡の交換により、この取決めに修正し、又は補足することができる。

別添 1 - アメリカ合衆国における様式

1-1: Taxpayer Request for MAP Arbitration and Nondisclosure Statement

1-2: Nondisclosure Statement of Taxpayer's Authorized Representative

1-3: Taxpayer Authorization to Disclose Tax Information for Purposes of Treaty  
MAP Arbitration Proceedings

1-4: Declaration of Arbitrator

別添 2 - 日本国における様式

2-1: 守秘義務遵守に関する誓約書

2-2: 国税庁と仲裁人との契約書見本（秘密保持に関する条項）